

## 会 議 録

会議の名称		平成28年度磐田市防災会議		
開催日時		平成29年3月22日（水） 開会：午後1時30分 閉会：午後2時22分		
開催場所		磐田市役所 防災センター2階 災害対策本部室		
出席者	委員	渡部 修会長、鈴木 裕委員、尾藤文人委員(代理 小野秀樹)、鈴木克英委員、戸塚佳寿好委員、勝山明彦委員、松本智加良委員、木村正善委員(代理 武藤久義)、村松啓至委員、平谷 均委員、山下重仁委員、寺田博紀委員、渡辺裕年委員(代理 近藤 恭)、土井内裕章委員(代理 杉山晴基)、中村賢一委員、石田 浩委員、仲野哲央委員、本田 仁委員、神谷五郎委員、高木昭三委員、川島厚枝委員 以上21名 (欠席5名：酒井博行委員、松浦 明委員、宮崎 剛委員、山口悦男委員、加藤重信委員)		
	事務局	危機管理課長、危機管理課担当		
公開・非公開の状況		公開	傍聴者数	報道関係者 1名
会議次第		1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 事 (1) 磐田市地域防災計画の修正について (2) 磐田市水防計画の修正について 4 市からのお知らせ ①海岸防潮堤の整備状況について ②磐田市原子力災害広域避難計画の策定状況について 5 報告事項 ①避難勧告等の判断・伝達マニュアル ②磐田市災害廃棄物処理計画 ③磐田市要配慮者避難支援計画 6 県計画の説明 南海トラフ地震における静岡県広域受援計画の概要について 7 意見交換 8 閉 会		

<p>会 長</p>	<p>議事に入らせていただきます。 まず、(1)でございますが、「磐田市地域防災計画の修正案」について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、「磐田市地域防災計画の修正案」についてご説明申し上げます。私は、危機管理課の朝倉と申します。よろしくお願いします。着席させていただきます。</p> <p>磐田市地域防災計画の修正につきまして、事前に資料を配布させていただいておりますので、主な修正点や追記した点を簡潔にご説明させていただきます。</p> <p>資料1-1「磐田市地域防災計画 修正案の概要」と資料1-2「新旧対照表」をご覧ください。</p> <p>今回、修正をするものは、地域防災計画の風水害等の一般災害対策編、地震・津波災害対策編、原子力災害対策編のすべてとなります。</p> <p>修正の内容ですが、一般災害対策編、地震・津波災害対策編については、国の防災基本計画や静岡県地域防災計画の修正に伴い整合を図るもの、また、先の熊本地震の教訓を踏まえ、計画に反映するものなどです。</p> <p>原子力災害対策編については、字句の修正に伴うものが主なものとなります。</p> <p>最初に、国の防災基本計画の修正に伴うものです。新旧対照表では、3ページから10ページをご覧ください。表の中欄が修正案となり、赤字が修正されている箇所です。</p> <p>水防法の改正により、近年、全国各地で想定を超える浸水被害が多発していることに対応するもので、これまで、河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨を想定して、特別警戒水位を定めていたものを、想定し得る最大規模の降雨を前提として、避難体制の充実・強化を図ることを目的としています。</p> <p>天竜川ですと、2日間48時間で526ミリの雨量を想定しておりまして、概ね、地震のレベル2と同じように1000年から1500年に一度の豪雨を想定し、今回、水防法の改正に伴って想定しております。</p> <p>また、昨年、岩手県の高齢者施設において、避難準備情報の意味するところが伝わらず、適切な避難行動がとられなかったことを踏まえ、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から、避難情報の名称が変更されました。</p> <p>こちらですが、「避難準備情報」が「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難指示」が「避難指示（緊急）」に名称が変わりました。より市民に伝わるように、分かりやすい名称に変わりました。こちらの名称変更に伴う修正が主なものとなります。</p> <p>次に、県計画の修正に伴うものをご説明申し上げます。新旧対照表では、51ページから55ページをご覧ください。熊本地震でも実施したように、国</p>

	<p>からの物資のプッシュ型支援、こちらからの要請なく国が6品目を支給するものですが、こうしたことや応援職員の受援体制、また道路啓開の計画など、南海トラフ地震における静岡県広域受援計画が策定されたことに伴うものが主なものとなります。</p> <p>こちらの南海トラフ地震における静岡県広域受援計画については、後ほど、県の西部危機管理局からご説明をいただきます。</p> <p>次に、熊本地震を踏まえ、本市独自で計画に反映した部分です。避難に関する項目を追加しました。新旧対照表で、戻っていただき17ページをご覧ください。昨年4月に発生した熊本地震では、行政主体で行う災害対策と地域が主体となって行う避難所運営など災害対策の役割分担が上手くいかず、本来、行政が行う罹災証明の発行などに遅れが生じました。また、熊本地震では車中泊など避難所以外の場所で避難生活を送る被災者が多くあったことが事実です。そうした被災者への支援が課題に挙げられました。そこで、避難所運営は地域主体であることを明文化するとともに、避難所以外の避難者の支援項目を追加することなど市独自の計画として、今回、計画に盛り込むことといたしました。</p> <p>国の計画、県の計画、市の独自の計画、そうしたものが主な修正点となっております。</p> <p>以上で、地域防災計画の修正の説明を終わります。</p>
議 長	<p>新旧対照表で簡単に説明させていただきましたが、ただ今の説明にご質問等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。</p>
	<p>よろしいですか。</p>
	<p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、お諮りいたします。「磐田市地域防災計画の修正案」は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ご異議がないようでございますので、原案のとおり承認することに決定させていただきます。ありがとうございました。</p>
	<p>続きまして、「磐田市水防計画書の変更案」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、引き続き、磐田市水防計画書の修正について、ご説明申し上げます。水防計画書は、水防法に基づいて策定されていますが、地域防災計画の先ほどの一般災害対策編、風水害と関連する部分が多くあり、両計画とも同様の修正となる場所が多くあります。</p>
	<p>それでは、資料2-1「磐田市水防計画書 変更案の概要」をご覧ください。</p>
	<p>今回、修正をするものは、地域防災計画と同様に法律の改正や国・県計画</p>

	<p>修正に伴うものとなります。修正した主な点についてご説明させていただきます。</p> <p>先ほどの地域防災計画の一般災害対策編の修正でも説明させていただきましたが、水防法の改正に伴う河川の洪水防御に関し、想定し得る最大規模の降雨を前提とするものや避難情報の名称が先ほど申し上げました「避難準備情報」が「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難指示」が「避難指示（緊急）」に変更されたことに伴い変更するもので、地域防災計画と同様に修正するものでございます。</p> <p>併せて、地域防災計画に車中泊など避難所以外の避難者の支援項目を追加したことに伴い、水防計画書の避難に関する項目も修正しております。</p> <p>最後に、東日本大震災の津波災害を受け、国が作成している水防計画書作成の手引きが見直しになったことから、津波に対する水防団や消防団など水防活動の活動可能時間の考え方を引用し、水防活動従事者の安全基準を明確にしました。</p> <p>地震・津波災害対策編にもありますが、水防計画書にも津波の項目が書いてありまして、やはり水防に従事する者が助けに行ったことによって被災するといったことを防ぐためにこういった安全基準を明確にするものでございます。</p> <p>以上で、簡単ではありますが、水防計画書の修正の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に対しまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。</p>
	<p>よろしいですか。</p>
	<p>それでは、ご意見、ご質問もないようでございますので、原案のとおり変更させていただくことにご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ご異議ないということで、承認とさせていただきます。</p>
	<p>以上で、本日の議事は終了となりますので、事務局に進行を渡して、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>